

2000年5月29日

通商産業大臣 深谷隆司殿
（生活産業局生活用品課）
環境庁長官 清水嘉与子殿
（自然保護局野生生物課）

神戸港象牙密輸事件を契機とした象牙管理制度の運用改善を求める要望書

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目5番4号末広ビル7階
T/F : 03(3595)1171 E-mail : jwcs@blue.ocn.ne.jp
野生生物保全論研究会 (J W C S)
〒113-0021 東京都文京区本駒込1-17-16-201
T : 03(5978)6272 F : 03(5978)6273 E-mail : alive@jca.apc.org
地球生物会議 (A L I V E)

当会らは、野生生物の保全に関する活動等を行う NGO ですが、その一環としてワシントン条約の効果的実施に強く関心を持っております。

去る2000年5月16日、同年4月発生の象牙密輸事件で逮捕された2名の内、日本の象牙業者に対する有罪判決が確定し、30万円の罰金刑が執行されました。犯罪事実は、無許可輸入罪に係る貨物について情を知ってこれを運搬したことです（関税法112条）。無許可輸入罪（同法111条）そのものについては立件されていないものの、本件密輸をめぐる事件に故意に関与したことが明確になったわけです。

ところで、有罪判決を受けた象牙業者は、日本象牙美術工芸連合会（東京及び大阪の事業協同組合により構成）の主要な構成員であり、東京の組合の理事でもあります。

同連合会及びその構成団体である組合らは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）に基づく象牙の国内取引管理制度を運用するに当たっての受け皿組織として重要な役割を果たしてきました。そのことは、1995年に改正種の保存法（1994年改正）が施行されるに際して、環境庁長官及び通産大臣に対し、同組合らが組合員名簿を提出し、同名簿に記載された組合員が過去あるいは現在違法取引を行っていることが明らかになった場合は、その者を除名処分とし、当該組合の責任者も責を負う旨の確認書を提出させていることに端的にあらわれています。

また、上記改正法施行に当たって業者に生牙の登録義務や在庫製品の届出義務等が規定されましたが、登録あるいは届出の要件（象牙が1989年以前に輸入されたこと等）を証明する客観的証拠（インボイス等）を欠くものが相当部分存在しました。ところが、貴省庁は、そのような場合、上記組合の理事長による登録要件を満たすことの確認書をもって客観的証拠に代えるという扱いをされました。

当会らは、逮捕された象牙業者の本件無許可輸入そのものへの関与と同種余罪に関する捜査を再開し事実を徹底糾明すること、日本の象牙業界の本件に対する関与の有無を徹底糾明すること等を捜査機関等に対して別途要望しているところです。しかし、これまでに判明した点のみをもっても、事件へ連合会関係者が関与した事実は明らかとなっており、同連合会ないし組合を受け皿として実施されてきた象牙管理制度が、これまで適正に実施されてきたのかどうか、極めて疑わしいと言わざるを得ません。

日本政府は、1997年及び2000年に開催されたワシントン条約締約国会議において、日本の象牙国内取引管理制度が厳正に実施されていることを主張され、その主張が締約国に認められて1999年に南部アフリカ3国から日本1国へ向けた試験的象牙取引が再開された経緯をも踏まえ、当会らは長官及び大臣に対し、以下の点を要望します。

要望事項

1. 本件で有罪判決を受けた業者を含め引責すべき連合会関係者に対しては、今後、生牙の登録を認めない扱いとすること。
2. 種の保存法に基づく象牙国内取引管理制度の具体的実施にあたって、連合会及び組合らが具体的にどの部分にどのように関与しているかを公表すること。
3. 連合会加盟の組合理事長の確認書によって登録された生牙の登録を取り消すこと。
4. 連合会加盟の組合理事長の確認書によって行われた製品認定を取り消すこと。

以上